

会議録（1）

会議の名称	令和6年度 第7回入間市児童福祉審議会
開催日時	令和7年1月17日（金） 午前10時00分 開会 午前11時45分 閉会
開催場所	入間市市民活動センター 活動室1
議長氏名	池田拓
出席委員(者)氏名	手塚久晴、田辺暁己、新井啓子、生田由紀子、吉川哲夫、千葉弘明、池田拓、佐藤綾美、岩崎希、土橋秀子
欠席委員(者)氏名	神山菊枝、守屋嘉久、山地玲子、大森洋司、桂川泰典
説明者の職氏名	こども政策室長 園田智慈 こども支援課主事 柳大悟 青少年課主査 杉本有美
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 入間市こども計画（原案）について (2) 入間市立学童保育室の運営について 4 その他 5 事務連絡 6 閉会
非公開理由	
傍聴者数	3人
配布資料	資料7-1-1 入間市こども計画の策定について（答申）（案） 資料7-1-2 入間市こども計画（原案） 資料7-2 入間市立学童保育室の現状と課題
事務局職員職氏名	【こども支援部】部長 斎藤忠士 【こども政策室】室長 園田智慈 【こども支援課】課長 半田英樹、主幹 根本章 主事 柳大悟、主事補 山口佳奈 【保育幼稚園課】課長 上野順一 【青少年課】 課長 宮岡弘、主査 杉本有美、主任 杉山美緒 【事務局支援】 株式会社サーベイリサーチセンター 岡田良、根本さとみ
会議録作成方法	要点筆記

会 議 錄 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

1 下記の議題について事務局が説明し、審議を行った。

委員からの質疑については、事務局が回答した。

議題

- (1) 入間市こども計画（原案）について
- (2) 入間市立学童保育室の運営について

会議録(3)

発言者	発言内容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。)
池田会長	<p>本日の議題に入る。今回の会議録署名人は新井委員にお願いする。</p> <p>(1) 入間市こども計画(原案)について</p>
池田会長	<p>「入間市こども計画(原案)について」を議題とする。事務局から説明願う。</p>
こども政策室長	<p>まず、資料7-1-2「入間市こども計画(原案)」については、素案から変更点があるため、担当より説明する。</p>
こども支援課主事	<p>資料7-1-2「入間市こども計画(原案)」について説明する。 (資料7-1-2 入間市こども計画(原案)に基づいて説明) 第6回の資料6-1「入間市こども計画素案」の61ページにある、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業について加筆修正を行ったため、順に説明する。</p> <p>まず、妊婦等包括相談支援事業とは、妊婦や子育て家庭の伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施として、国の出産・子育て応援交付金を活用して地域保健課が行っている事業のうち、伴走型相談支援にあたるものである。素案では「妊婦等包括相談支援事業」として掲載していたが、子ども・子育て支援法では、利用者支援事業の一つの型として位置づけられたことから、原案では「利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)」として掲載している。これにより第4章でも、事業番号53「利用者支援事業」に追加した。量の見込みについては面談回数とし、提供体制の確保の内容については、実施体制とした。また、経済的支援については、成案に向けて追加していきたいと考えている。</p> <p>次に、乳児等通園支援事業について、本市では国にあわせて令和8年度からの実施に向けて検討をしている。子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める事項として、「教育・保育」、「乳児等通園支援」、「地域子ども・子育て支援事業」の順で規定されているため、「乳児等通園支援」の項目を用意した。また、これまで「乳児等通園支援事業」と記載していたが、子ども・子育て支援法では、「乳児等通園支援」として定義されているため、「事業」を取って掲載することとした。第4章においては、事業番号11「乳児等通園支援(こども誰でも通園制度)」として新たに項目を設け、施策の方向性「(3) 幼児教育・保育の環境の整備」と施策の方向性「(9) 地域における子育て支援、仕事と子育ての両立の推進」に追加した。第5章の量の見込みと確保の内容については、今後、令和8年度の実施に向けて来年度の審議会でご意見を伺い、具体的に検討していきたい。</p>

発言者	発言内容
こども政策室長	<p>最後に、産後ケア事業について、第4章では既に事業番号1「産前・産後ケア事業」として掲載していたが、そのうちの訪問型・宿泊型・通所型の産後ケア事業が、第5章の子ども・子育て支援事業計画の対象の事業となる。直近2年間の実績値に近い数字を量の見込みと確保の内容に設定している。</p> <p>パブリックコメントについては、16の方から118件の意見の提出があり、それに対する市の考え方は検討中であるが、今後、成案の公表とともに市公式ホームページで公開する予定である。</p>
青少年課長	<p>ここで、佐藤委員から意見・質問票の提出があったため、青少年課長及び保育幼稚園課長より回答を行う。</p>
保育幼稚園課長	<p>親の就労状況が学童保育の条件を満たしていない場合で、学校の長期休業日だけでもこどもを預けたいという要望があった時に、市ではどのような対応を予定しているかという質問であった。これについては、就労状況を満たしていない場合には学童保育室は利用できないため、ファミリー・サポート・センター事業等を利用してもらうことになる。</p>
佐藤委員	<p>まず、幼稚園の長期休業日に、こどもを預けたいとの要望があった時に、市ではどのような対応を予定されているかという質問であった。これについては、今年度末で閉園を予定している武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園を除き、市内の幼稚園では、夏休み期間等の長期休みの預かり保育を実施しているため、通っている各幼稚園で対応をしている。武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園へ通園している方については、夏休みの預かり保育がないことを了承のうえ入園をしている。</p> <p>次に、土曜日や日曜日にこどもを預けられる施設が見つからない場合、保護者は平日勤務の仕事を探す必要があるが、事業番号56「一時預かり事業」では、休日保育も考慮されているかという質問であった。これについては、一時預かり事業に休日保育は含まれ、市内ではみつばち保育園の1施設で実施をしているが、仕事等で定期的にこどもを預けたい場合には、保育所（園）の入所の手続きをしてもらう必要がある。基本的に保育施設に入所した場合は平日の一時預かり事業を利用することはできないが、休日保育については利用することが可能である。土曜日や日曜日の保育を希望する保護者については、入所の手続きをする際に、自分の就労状況に応じて希望施設を選択してもらい、希望する保育時間を確保できるよう市で調整している。</p>
池田会長	<p>小・中学生のこどもがいる10人の保護者との面談を独自で行った際に、多く挙げられた子育てにおける悩みや要望に絞って質問した。</p> <p>令和8年度開始することも誰でも通園制度によって、現状がどう変わるのが教えてほしい。</p>

発言者	発言内容
保育幼稚園課長	こども誰でも通園制度については、主に0・1・2歳で、保育所等に通っていないこどもが対象となっている。そのため、現行の試行的事業であれば、幼稚園に通う予定のこどもが、1か月に10時間通うことができるが、国が令和8年度からの制度の創設に向けて、利用可能時間を含めて検討しているところである。
岩崎委員	近隣市こども計画を見ると、ヒアリングで出た意見の内容とそれに対し見てきた課題、政策への反映について記載されているが、入間市こども計画にはそれらが見当たらない。
こども政策室長	現時点では原案の6～7ページにこどもの意見聴取の取組について掲載しており、詳しくは成案とあわせて市公式ホームページで公表する予定である。
池田会長	答申書の附帯意見は、こどもの意見聴取を踏まえた内容にしたいと考えている。
岩崎委員	原案の6～7ページでこどもたちにもヒアリングを行ったと記載しているが、その意見がどう検討されたかをフィードバックしていただきたい。意見を聴取しただけで終わってしまっては、こどもの社会参加の意識にはつながらないのではないか。検討した内容を含めて公表すると良いのではないか。 また、原案の26～27ページの「子どもの居場所づくり・遊び場づくり」における、「ふやす」の視点で持続可能な居場所づくりに関する内容を記載しなかったのはなぜか。
こども政策室長	27ページの文章中にある「こうした優れた取り組みを持続可能なものとするためには」という表現で持続可能なものを目指すという考えを示した。
岩崎委員	市民団体は、限られた資金で活動しているので、経済的な支援もお願いしたい。
こども政策室長	経済的支援について、現時点では記載することが難しいため、このような内容にまとめた。
手塚委員	こども誰でも通園制度について、市から調査が来ているが、民間保育園園長会の中でも、制度についての理解がまだ充分ではない状況である。体制を整えられるのか検討するためにも、市から補助金や実施体制等について説明をしてもらいたい。
保育幼稚園課長	現行の試行的事業と令和8年度以降の事業では、国が利用可能時間等検討しているところであり、詳細が分からぬ状況ではあるが、現時点での意向を聴くために調査している。制度の詳細について国から通知が来たら、説明

発言者	発言内容
田辺委員	会を実施したいと考えている。
池田会長	事業番号8「幼児教育・保育から小学校への円滑な接続」について、現場では、進学先の小学校との情報交換会や園児と小学生の交流会等を通して、小学校入学にあたっての子どものハードルを低くしている。
委員一同	入間市こども計画（原案）について、資料7-1-2の内容でよろしいか。
池田会長	異議なし。
こども政策室長	それでは、資料7-1-1「入間市こども計画の策定について（答申）（案）」について、こども支援課から説明を願う。
池田会長	審議いただき出来上がった入間市こども計画（原案）と答申書をもって、本審議会から市長へ答申を行うことになる。答申書の附帯意見については、池田会長及び千葉副会長と調整し、作成したものであるため、池田会長より説明いただいてもよろしいか。
千葉副会長	審議会は、調査・審議の上、意見を述べるものであるため、これまでの会議録を踏まえて、千葉副会長と調整し、附帯意見を付けた。
池田会長	(資料7-1-1) 入間市こども計画の策定について（答申）（案）を読み上げ)
千葉副会長	千葉副会長、補足説明をお願いする。
池田会長	本計画を実行していくにあたって必要なことを附帯意見とした。今後は、広報を含め、効果的・効率的な取組が重要になり、今後の児童福祉審議会においても重要な事項になると思い、このような附帯意見をまとめさせていただいた。
委員一同	入間市こども計画の策定について、答申書は資料7-1-1の内容でよろしいか。
池田会長	異議なし。
池田会長	他に意見がないようなので、議題（1）「入間市こども計画（原案）について」は以上とする。
池田会長	(2) 入間市立学童保育室の運営について
	「入間市立学童保育室の運営について」を議題とする。事務局から説明願

発言者	発言内容
青少年課主査	<p>う。</p> <p>資料7－2「入間市の学童保育室の現状と課題」について説明する。 (資料7－2「入間市の学童保育室の現状と課題」に基づいて説明) 今後のスケジュールとしては、次回の審議会において、保育料及び運営方法の見直しについて、青少年課での検討内容を提示し、意見をいただきたいと考えている。その後、いただいたご意見等を反映させた見直し案について確認いただいた上で、令和7年6月までに答申をいただきたい。</p> <p>次に、土橋委員より5件の意見・質問票の提出があったため回答する。</p> <p>まず、公設学童保育室に入室できないことを理由に民設学童保育室を利用している家庭があるのかという質問であった。これについては、藤沢小学校区、扇小学校区では民設学童保育室を選択する家庭が多くあり、西武小学校区では、待機児童対策として民設学童保育室を市が誘致した経緯から、民設学童保育室は公設学童保育室に入室できなかった子どもの受け皿となっていると思われる。西武小学校区の民設学童保育室に入室した家庭で、公設学童保育室に空きが出た状況であっても、継続して民設学童保育室を希望する家庭が多くあることを把握している。</p> <p>2件目は、公設学童保育室ではなく、民設学童保育室を選択する理由を把握しているかという質問であった。これについては、民間ならではの保育方針、送迎や学習支援等の付加サービスに魅力を感じている場合に民設学童保育室を選択していると思われる。</p> <p>3件目は、民設学童保育室への補助金の交付の有無と、民設学童保育室の月額保育料を教えてほしいという質問であった。これについては、市内に3か所ある民設学童保育室には国が定めた基準に基づき、市から補助金を交付しており、月額利用料については、施設によって7,500円～12,000円で、このほか延長時間加算額や保険料等が設定されている。</p> <p>4件目は、保育料が平成20年から据え置きされてきた理由と、その間の市の対応を教えてほしいという質問であった。保育料が据え置きされてきた理由については、保護者の負担増となる料金改定をせず、据え置きをしていたと考えられる。これまでの対応としては、令和3年度に個人負担の増額を感じさせない料金体系で効果が得られる延長保育料の創設によって、負担割合を適正なものに近づけようとしたが、延長保育の利用が想定よりも少なく、負担割合の是正という点では大きな効果が得られなかった。</p> <p>最後に、適正な負担割合に向けて、どの程度の保育料の値上げを検討しているのかという質問であった。これについては、現在検討中であるため、次回の審議会で提示したい。</p> <p>個人で民設の学童保育室について調べようとしても、なかなか情報が得られなかった経験があったが、公設と民設とで値段が変わらないのであれば、民設を選ぶ人はいるであろうと思った。</p>
土橋委員	

発言者	発言内容
新井委員	家族が他市で学童保育室を探しているが、公設学童保育室が預かり時間が短く、民設学童保育室は英語の塾のような感じで保育料が高すぎるといった状況であり、入間市の方が良いと感じた。
生田委員	放課後こども教室に関わっており、学童保育室の放課後児童支援員と連携しながら運営しているため、今後もこどもが楽しく過ごせるよう連携してやっていきたい。
吉川委員	保育料の見直しや質の高い学童保育の実施を目指しているようであるが、入間市の保育観や学童保育に対する考え方を教えてもらいたい。
池田会長	保育観とはガイドラインのようなものか。
手塚委員	保育観は、こどもをどのように育てたいかといった理念のようなものではないか。保育園では、国の保育所保育指針があるが、学童保育室でも国から何か示されているのではないか。
青少年課長	国の放課後児童クラブ運営指針があり、本市でも準拠したものを作成している。次回の審議会では、資料として用意する。
池田会長	民間活力を導入する場合でも、入間市として最低限守ってほしい内容が大事なのではないか。 他に意見がないようなので、議題（2）「入間市立学童保育室の運営について」は以上とする。
千葉副会長	以上で閉会とする。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 7 年 3 月 5 日

議長の署名

池田モコ

議長が指名した者の署名

新井恵子